

さいたま市告示第428号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）第49条の規定に基づき、市長が定める方法を次のように定める。

平成30年3月27日

さいたま市長 清水 勇

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第49条に規定する市長が定める方法

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第49条に規定する市長が定める方法は、アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）（環境省 水・大気環境局 大気環境課）及び日本工業規格K3850-1に定められた方法とする。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。